

新医第570号(業)

令和6年1月24日

郡市医師会長様

新潟県医師会長

堂前 洋一郎

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

今般の令和6年能登半島地震に関して、一部負担金等の支払いが困難な方が受診された場合には、令和6年4月末までの一部負担金等の支払いを猶予するものとなります。

医療機関においては、猶予措置の対象要件に該当される方（詳しくは別添のリーフレットをご確認ください。）が受診された場合、被保険者証等により住所が災害救助法の適用市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に記録する必要があります。ただし、被保険者証等の提示ができない場合には、①被用者保険の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先、②国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）を診療録に記録しておく必要があります。

また、一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めた10割を審査支払機関等へ請求することとされ、具体的な手続きについては別添資料1の中にある、平成25年1月24日付「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」の添付に準じることとされております。なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、標準負担額の支払いを受ける必要があります。

おって、一部負担金等の支払猶予の対象となる健康保険組合等については、添付別紙が直近のものとなりますが、今後も更新されていく予定ですので、随時メール等にて情報をお伝えいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただくとともに、貴会会員に対してご周知いただけますよう貴職のご高配をお願いいたします。